特定社債権者集会招集公告

平成21年7月22日

特定社債権者　各位

東京都港区元赤坂一丁目１番７号
第一生命第３回基金流動化特定目的会社
取締役　野坂　照光

『第一生命第３回基金流動化特定目的会社第１回特定社債（一般担保付）』(以下「本特定社債」といいます。)に関して、下記のとおり特定社債権者集会（以下「本集会」といいます。)を開催致しますので、ご本人又は代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本集会当日ご出席願えない場合は、事前に書面をもって議決権を行使することができます。その詳細につきましては、後記４．をご参照下さい。

また、議決権行使に際しましては、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。)第118条において準用する同法第86条第２項の定めにより、平成21年８月11日（火曜日)(以下「事前提示期限」といいます。)までに、本特定社債の特定社債管理者である株式会社みずほコーポレート銀行（以下「みずほコーポレート銀行」といいます。)に、各特定社債権者様が本特定社債に係る振替を行うための口座を開設された振替機関又は口座管理機関（以下「直近上位機関」といいます。)から交付を受けた振替口座簿記録事項証明書(当該直近上位機関が備える振替口座簿の各特定社債権者様の口座に記載され、又は記録されている、本特定社債についての振替法第118条において準用する同法第68条第３項各号に掲げる事項を証明した書面をいいます。以下同じ。)をご提示頂くとともに（以下「事前提示」といいます。)、本集会当日にも、本集会の開催場所にてみずほコーポレート銀行に当該同一書面をご提示頂く（以下「当日提示」といいます。)必要がございます。

なお、事前提示期限の前日である平成21年８月10日（月曜日）午後５時（以下「証明書提示代行依頼期限」といいます。)必着にて、本集会に係る当社の運営代理人である東京エスピーシーマネジメント株式会社（以下「運営代理人」といいます。後記㈱①のあて先をご参照ください。)に対して、振替口座簿記録事項証明書の提示・保管に関する委任状及び提出証明発行依頼書と併せて、振替口座簿記録事項証明書をご提出頂いた特定社債権者様につきましては、上記各提示手続に関し、運営代理人が、当該特定社債権者様に代わり、みずほコーポレート銀行に対する事前提示及び当日提示を行わせて頂くことと致します。特定社債権者様がかかる取扱いをご希望される場合、特定社債権者様よりご提出頂いた振替口座簿記録事項証明書は、運営代理人にてお預かりさせて頂いた上、同社が、特定社債権者様に代わって当日提示を行うことになります。また、証明書提示代行依頼期限必着にて振替口座簿記録事項証明書の直接返還に関する委任状をご提出頂いた場合には、特定社債権者様よりご提出頂いた振替口座簿記録事項証明書は、運営代理人が上記当日提示を行った後、直近上位機関に対して直接返還させて頂くことになります。

上記運営代理人を通じた各提示手続とは異なり、特定社債権者様が、ご自身でみずほコーポレート銀行に対する事前提示を行われる場合につきましては、お手数ではございますが、事前に、後記㈱②の照会先までご連絡下さい。

記

１．日　　時　平成21年８月19日（水曜日）　午後１時
２．場　　所　東京都千代田区有楽町１―13―１
　　第一生命保険相互会社日比谷本社本館６階大会議室
３．会議の目的事項
　付議事項　議案　本特定社債の期限前償還に関する件
　⑴　第一生命保険相互会社（以下「第一生命」といいます。)による本件基金債権（第一生命第３回基金流動化特定目的会社第１回特定社債（一般担保付）特定社債要項（以下「本要項」といいます。)に定める意味によります。以下同じ。)の期限前償還に同意すること。
　⑵　以下に掲げる条件及び内容に沿った本特定社債の期限前償還を行うこと。
　　期限前償還期日　　：平成22年３月31日
　　期限前償還に係る償還価額：本特定社債の金額100円につき金102.68円
　　期限前償還期日に支払われる利息金額
　　：期限前償還期日の直前の利払期日の翌日(この日を含む。)から期限前償還期日(この日を含む。)までの期間を利息計算期間として本要項第10項第⑵号に従い計算される金額
　なお、本議案に係る特定社債権者集会の決議の効力は、法令上必要とされる裁判所の認可を受けることに加え、同日開催の『第一生命第２回基金流動化特定目的会社第１回Ｂ号特定社債（一般担保付)』及び『第一生命第２回基金流動化特定目的会社第１回Ｃ号特定社債（一般担保付)』に係る各特定社債権者集会における議案が全て承認可決されることを条件として発生するものとする。
４．本集会当日にご出席願えず、書面による議決権行使を行われる場合には、平成21年８月18日（火曜日）午後５時必着にて、印鑑登録証明書及び資格証明書とともに、議決権行使書面を運営代理人（後記㈱①のあて先をご参照ください。)にご送付ください。なお、これらの議決権行使書面、印鑑登録証明書及び資格証明書につきましても、可能な限り、振替口座簿記録事項証明書の送付と併せて前記の証明書提示代行依頼期限（平成21年８月10日（月曜日）午後５時）までに運営代理人へ本集会の招集通知に同封の返信用封筒にてご郵送（速達書留扱い）頂けますと幸甚です。
５．特定社債権者様が重複して議決権を行使された場合において、それぞれの議決権の行使内容が異なるときは、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱わせて頂きます。
６．議決権行使書面に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせて頂きます。

㈱
　①　振替口座簿記録事項証明書（及びご協力頂ける場合には）議決権行使書面の送付のあて先
　　〒107―8880 日本郵便　赤坂支店　支店留
　　第一生命第３回基金流動化特定目的会社　係
　②　特定社債権者様ご自身がみずほコーポレート銀行に対する事前提示を行う場合の照会先
　　株式会社みずほコーポレート銀行　資本市場部
　　03―5200―7315

以　上